

| No. | 該当箇所 | 意見の要旨 | 理由 | 取扱い方針 |
|-----|--|--|---|--|
| p.2 | 1-(1)-①補助及び事業委託の基本的な考え方 各施設に対し基準以上の人員配置が行われており—の部分 | ・介護の社会化を実現するためのテストケースとしても、頑張るだけ頑張る、施設利用時の質の高い生活維持に市として取り組んでほしい。 | ・デイサービスに男性利用者が飛躍的に増えており、女性利用者とは違った対応や配慮を必要としているため、人の配置が必要。 | サービスの質の向上と費用対効果を考慮しながら、必要な人員配置を行うよう各団体に働きかけていきます。 |
| p.4 | 1-(1)-④事業委託の考え方 | ・北町高齢者センターを、福祉公社に運営を委託すべき特別の施設として位置づける必要があるのか。 | ・福祉公社自身のデイサービス理念と技量は十分で、将来を保障するものなのか。今後ボランティアの供給が望めなくなっても、福祉公社委託だけが選択肢なのか。 | 土地を寄付していただいた市民の意思及びそれに共感している市民ボランティアの意思を尊重し、特別の施設と位置づけています。 |
| 3 | | ・この施設の性格や、市が福祉公社に委託し運営する理由が説明されていない。 | ・この問題は、テンミリオンハウスの今後にも、いづれ必要性が求められる地域密着型サービスにも関連してくる重要なことと思う。 | 土地を寄付していただいた市民の意思及びそれに共感している市民ボランティアの意思を尊重し、特別の施設と位置づけています。 |
| 4 | 1-(1)-⑤市派遣職員の引き揚げ | ・外部から営業感覚のある人材を投入して、体質を変えてほしい。 | | 人材育成の課題に各団体で取り組んでいけるよう、市としても支援していきます。 |
| 5 | | ・速やかな実現を希望する。 | ・三団体プロパー職員が、専門職として、長期にわたる観察と工夫を地域の福祉、要支援者のために使えるようにすべき。市職員も長く福祉のセクションにおいて専門性を高められれば、団体と行政との緊密な連携が可能になる。 | 市職員の引き揚げは、団体側の判断も考慮しつつ、段階的に行います。 |
| 6 | | ・全面的かつ速やかな引き揚げに賛成。その上で、行政と団体との対等で風通しの良い緊密な連携の構築を求める。 | ・市職を派遣するシステム自体が、団体の生え抜きが長く居続ける環境を阻害している。 | 市職員の引き揚げは、団体側の判断も考慮しつつ、段階的に行います。 |
| 7 | 1-(1)-⑥指定管理者の公募の検討(在宅介護支援センターについて) | ・デイサービスと同じく、第二種社会福祉事業を行う施設であって、私の施設である。 | | 在宅介護支援センターが地方自治法に定める公の施設か否か、現在、検討中です。 |
| 8 | | ・在宅介護支援センターは公の施設に該当するか再検討する、とあるが、武蔵野市においては、公の施設とすべきである。 | ・在宅介護支援センターを、特に住宅に関して拠り所とするという刷り込みを市民に行ってきたのだから、存在中は責任を全うすべき。 | 在宅介護支援センターが地方自治法に定める公の施設か否か、現在、検討中です。在宅の高齢者の総合相談窓口としての機能は、今後も継続していきます。 |
| p.5 | 1-(2)-④市と福祉三団体との連携の強化 | ・団体同士の対等な関係を築き、その上で「市民のための」「市民を含めた」強い連携を目指したい。 | ・福祉分野は市民参加が最も多い分野であり、市民とのあらゆる関係性が問われる仕事である。 | 今後も市民の皆さんの協力をいただきながら各種福祉施策に取り組んでいきます。 |
| 10 | 1-(2)-⑤人材育成 | ・団体の研修等は自主的に決めるべきで、市はあくまで求めに応じた援助に徹すべき。 | ・職場にとって何が必要であるかを一番知っているのは現場である。 | 各団体の自主性を尊重しながら、人材育成の取組に市としても支援していきます。 |
| p.6 | 1-(3)-①団体のガバナンスの確立 | ・役職者の外部からの登用、機動的な組織作りを一日も早く実現すべきである。 | | 各団体の意思決定機関の強化のため、人材の登用について市としても支援していきます。 |
| p.7 | 2-(1)社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会 | ・市民社協の方針転換は上から行うのではなく、地域社協の手上げ方式により活動拠点にもなる小規模多機能の事業所やコミュニティカフェ等を事業化できる仕組みの構築が必要である。 | | 市民社協は地域福祉の中心的役割として地域福祉サービス需要に対応できる「総合型社協」構築を目標とします。 |
| 13 | | ・市は、地域福祉推進という市民社協が持つ重点課題の重さを十分受け止め、市民社協に対し、財政や自主運営体制確立などの支援を強化しなければならない立場にある。 ・各地域社協活動支援、居場所作り支援などの諸活動を市は重要視してほしい。 | ・今武蔵野市に必要なのは、地域福祉の構築、地域福祉力の増強であり、その主体は地域市民である。地域市民の目線で、専門性を発揮して推進することが市民社協の主たる役割である。 | 社会福祉協議会を中心に地域住民による自主的な「地域の福祉力」の涵養をサポートしていくことを基本姿勢としています。各地域社協については、その地域性、自主性を尊重しながら活動の支援を行っていきたくと考えています。 |
| 14 | | ・方針に全面的に賛成。市民社協に対する不評を一拳に解決する好機と考える。 | ・上層部の職員に「よいことをやっている」という自信がなく、それが会員が増えないことにもつながっている。役員に若返りが必要。有能な若手職員が辞めることのないよう、仕事の縦割り分担をやめて、フットワーク軽くいろいろなことに対応し、市民に感謝される社協へ転換を。 | 市民から「目に見える事業」を行う社協を期待されていることから、市は新たに総合的な地域福祉サービス需要に対応できる「総合型社協」構築への支援をしていきます。 |
| 15 | | ・改革のための会議を持ち、最低一年かけて議論すべき。 ・市民社協の立地条件が悪いので、もっと町の中心に置くべき。 | ・三団体は市と表裏一体である。 ・住民同士が助け合う精神を養い、育てることにしてお金を使ってほしい。 | 速やかな改革が必要と考えています。場所の移転については、現在予定はありません。 |
| 16 | 2-(1)-②レモンキャブ事業の移管 | ・武蔵野市の場合、タクシー利用の上手い繋ぎ方でもよい、レモンキャブを活かすなら、NPO化の上、もう少し使い勝手のよいものに成長できないか。 ・レモンキャブ事業を行政が事業として継続すべきか否かを見直すべきである。 | ・2日前までの予約は、健康でない人には使い難い。その日の天気や気分によっても行動が左右されるのが、通常の暮らしである。 | 市民の皆さんにとって使い勝手が良くなるよう、今後とも種々検討していきます。 |
| 17 | | | ・四つの理由から改革が必要であるならば、レモンキャブ事業もまた見直しの対象となるはずである。 | 地域福祉の増進のため、今後も事業は継続していきます。市民の皆さんにとって使い勝手が良くなるよう、今後とも種々検討していきます。 |
| p.8 | 2-(2)財団法人武蔵野市福祉公社 | ・社会活動センターは利用者の年齢を段階的に引き上げる。 ・学校等のスペースを活用し、高齢者と子どもたちとの交流の場を持つ。 ・関連団体との連携により、相互利用ができるように市が配慮してほしい。 ・福祉公社への指定管理者の指定継続。 | ・社会活動センターの講座への参加者が、施設内で相互に連携し、デイサービスセンターとの交流、共生等複合的な役割を果たすという高度な活動を展開できることから、高齢者総合センターの存在意義は大である。 | 社会活動センターについては、他機関との連携も視野に入れながら改革に取り組んでいきます。高齢者と子どもたちとの交流の場として「ふれあいサロン」を境南小学校で実施しています。指定管理者の公募については慎重に対応していきます。 |
| 19 | | ・福祉公社は権利擁護事業に特化した組織にすることが存続の意義である。 | ・介護保険導入後、さまざまな事業展開により、福祉公社の理念がわかりにくくなってきた。 | 福祉公社が今後とも市民福祉の増進に寄与することができるよう、改革を支援していきます。 |
| 20 | | ・武蔵野福祉の顔である福祉公社の理念とそれに基づく事業は維持されなくてはならない。 ・社会保障の行方が定まらない現在、軽々に事業のあり方を変更すべきではない。 | ・国の社会保障・歳出削減が進行し、介護保険制度の見直しも検討されるといふ動きの中で、新たに介護保険適用外となるサービスが生じる場合も考えられる。そうした場合、必要となるサービスをどこに求めるかを市が問われる。 | 今後とも国の動き等を注意深く見守りつつ、新制度には迅速に対応していきます。 |
| p.8 | 2-(2)-①公益法人改革への対応 | ・有償在宅福祉サービスのノウハウを広く公益にどう活かすかという視点で再考願いたい。 | ・介護保険に依拠しながら、その不足を補っていくという視点で公益性について話し合う必要がある。 | 公益法人制度改革を鑑み、福祉公社が自主的に検討した、有償在宅福祉サービスと権利擁護事業との統合を基本とした事業の見直しを支援していきます。 |
| p.9 | 2-(2)-②有償在宅福祉サービス事業の新たな展開 | ・統合を焦らなくてほしい。 | ・少ない職員の間での質の維持、後進育成が順調に行われるのか。 ・介護保険のカバーする範囲が狭くなる中、権利擁護とセットになくても、有償サービスの利用希望があるのでないか。 | 公益法人制度改革を鑑み、福祉公社が自主的に検討した、有償在宅福祉サービスと権利擁護事業との統合を基本とした事業の見直しを支援していきます。 |
| 23 | | ・この分野の先進的なハウトゥの蓄積を、必要な市民に対してどう展開可能かを考え、実施されたい。 | ・これまでの成果を基に市全体に広げることについて遅れがあった。 | これまでの実績を評価し、福祉公社が自主的に検討した、有償在宅福祉サービスと権利擁護事業との統合を基本とした事業の見直しを支援していきます。 |
| 24 | 2-(2)-③ホームヘルプセンター武蔵野の見直し | ・ホームヘルプセンター武蔵野は現場の意見を聞きながら、10年くらいで縮小の方向にソフトランディングすべきである。 | | |
| 25 | | ・ホームヘルプセンターの事業はそのまま継続したほうが良い。 | ・利益を追求しない公益法人だからこそ、受け皿のない(処遇困難な)方を支えることができる。コムスン問題が起きた今、整理縮小の方向は時代に反している。 | |
| 26 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野の存続を希望する。 | ・ヘルパーステーションの中核としての、ホームヘルプセンター武蔵野の存在の大きさを、民間事業所で働いてみて実感している。 ・講師を依頼しての研修などは、小さな事業所では困難であり、今まで以上に機会を提供してほしい。 ・モデルとしての存在は大きく、ヘルパーステーションの核として存続してほしい。 | 次ページ参照。 |
| 27 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野はこれまでどおり訪問介護事業を継続すべきである。 | ・民間事業者の不祥事から、今後、介護難民の発生が危惧されるが、公益性のある福祉公社だからこそ、その受け皿になりうると期待している。 | |

| No. | 該当箇所 | 意見の要旨 | 理由 | 取扱い方針 |
|-----|--------------------------|--|--|--|
| 28 | p.9 2-(2)-③ホームヘルプセンター武蔵野 | ・ホームヘルプセンター武蔵野は訪問介護及びケアマネジメントの二事業を存続し、むしろ発展させていくべきである。 | ・民間の事業者は営利第一に走りやすいが、非営利組織のホームヘルプセンターは市民の信頼を得ており、真の市民福祉を確保するために欠かせない存在である。 | 福祉公社のこれまで積み重ねてきた実績を市は評価しています。 6月1日現在、市内を営業区域とする訪問介護事業者は55事業所(内、市内38、市外17)であり、サービスの供給は充足していると考えています。市としては福祉公社が公益的な団体として存続することを期待しているところですが、介護保険事業を主要な事業とし続けることは、この観点から危惧せざるを得ません。よって、関係職員の雇用に配慮し、理解を求めながら、段階的に介護保険事業を整理縮小していくことが必要だと考えます。そのうえで、①介護保険事業については、処遇困難ケースや反対に要介護状態区分等が軽度であるために、介護報酬の関係から一般民間訪問介護事業者が対応しにくい場合、また、②介護保険の認定を受けてはいるが、生活維持に緊急あるいは一時的な支援が必要な場合、③一般訪問介護事業者のサービスの質の向上への取り組み等、事業の軸足を公益的な事業へと移していくことを期待しています。 なお、これまでどおり、市は保険者として介護保険事業に混乱の生じることのないよう、きちんと対応していきます。 また、ご意見の中に多くの関係者の方からのものがありました。これは、市及び福祉公社の考え方に未定の部分があることからの不安感も背景にあると思われます。関係者の方々へ、具体的な改革内容を一刻も早くお知らせして、理解を得ることが大事だと考え、福祉公社を主体として、今後そのような場を設けていきます。 |
| 29 | | ・ホームヘルプセンターの介護保険事業の継続もしくは他の社会福祉法人への移管 | ・民間事業者の不正問題に鑑み、公社のような行政が関与する事業者を含む、多様なサービス供給主体が市内に事業展開することが望ましい。 ・公社の実績を市が過小評価していることに憤慨している。 | |
| 30 | | ・ホームヘルプセンターは介護保険の訪問介護事業を続ける必要がある。 | ・公社のような営利を目的としない団体が福祉サービスを担うことが市民利益になる。団塊世代が高齢化を迎えた今こそますますその役割は重要である。 | |
| 31 | | ・民間事業者により、サービスの供給が充足しているとの記述は抽象的である。 | ・どのくらいの事業者が、どのくらいの要介護者に対して適切な介護をしているか、確かなデータを公開し、その上で充足されていることを証明していない。 | |
| 32 | | ・民間事業者が増えたからといって公社が訪問介護事業から撤退することに反対。 ・民間に訪問介護サービスを任せきりにすることは大きな問題をはらんではいないか。 ・市民である利用者から、「公・民」の選択肢を取り上げるのはおかしい。 | ・ホームヘルプセンターは、いかなる理由で役割を果たしたといえるのか、また、何が問題で「整理縮小」するべきなのか不明である。 ・弱者が生活しづらくなる可能性はないのか、介護サービスを利用しやすくするために必要なことなのか。 | |
| 33 | | ・役割を果たしたと断定するのは危険である。整理縮小は、十分に見通しが立ってから実行すべき。 | ・具体的なデータが示されておらず、縮小ありきという発想が読み取れる。 | |
| 34 | | ・ホームヘルプセンターの介護保険事業を縮小することなく、制度では担えない隙間サービスの拡充と、市内のヘルパーの質の向上に貢献してもらいたい。 | ・介護保険制度では対応しきれないケースに対応できる仕組みを構築してもらいたい。 ・困難ケースに対応できる高い技術を有するとともに、民間の事業所に技術援助や研修を開催するなど、しない訪問介護事業所のリーダー的役割を担ってほしい。 | |
| 35 | | ・今後とも継続して、介護保険事業の中心的役割を担ってほしい。 | ・すべて民間事業者にゆだねることは混乱を生じる可能性がある。 | |
| 36 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野が介護保険事業を整理縮小することを一考されたい。 | ・ホームヘルプセンター武蔵野は利益優先で利用者対応をしていないため、利用者から信頼されている。 ・困難事例にも熱心に対応し、問題の多い利用者への対応も信頼して任せられる。 | |
| 37 | | ・困難ケースや採算の合わない仕事をしてくれているホームヘルプセンターを整理することは、福祉の後退である。 | ・在支で働いていたとき、困難ケースについては、ケアマネを公社に依頼していた。それは、権利擁護、成年後見、有償在宅福祉サービス等、総合的な支援をしてくれるからだ。市民の公社に対する信頼は厚い。 | |
| 38 | | ・営利を至上課題としない訪問介護、居宅介護支援事業所を存続させてほしい。 | ・福祉公社の居宅介護支援事業所は、隣にホームヘルプセンターがありながら、その利用率は5〜6割程度。利益誘導に縛られず、利用者にとって適切なサービスを提供している。営利至上主義でない独立型事業所が必要である。 | |
| 39 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野の介護保険事業の整理縮小は時期尚早。 | ・現場の低賃金化を招く現状では時期尚早。 | |
| 40 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野は、介護保険、訪問介護事業を継続して実施するべきである。 | ・福祉の人材不足が社会問題化しているが、公社のような公益団体が福祉サービスを担っていくことこそ市民利益にかなう。 ・公社は、リバースモケージ及び有償在宅福祉サービス事業の経験を介護保険事業に生かしている。 | |
| 41 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野は整理縮小することなく、このまま訪問介護事業を継続するべきである。 | ・福祉事業に営利目的の民間企業が参入してくることに不安を感じている。市は福祉分野を民間任せにせず、福祉公社の事業を存続させてほしい。 | |
| 42 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野が介護保険事業を整理縮小することに反対する。 | ・訪問介護サービスの安定供給への役割を果たしたとは言い切れない。 ・民間でカバーしきれない部分を担う役割が今後ますます増大する。 | |
| 43 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野が介護保険事業を整理縮小することに反対する。 | ・福祉公社として、介護保険施行以前から培ってきたサービスのノウハウや信用が武蔵野市の福祉を支えてきた。この貴重な財産をなくしてしまうことは武蔵野市の福祉にとって大きな損失である。 | |
| 44 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野が介護保険事業を整理縮小する根拠がわからない。 | ・福祉公社が利用者にも与える安心感はかけがえのないものである。 ・市民である利用者が市民であるヘルパーに支えられている。縮小する根拠がわからない。 | |
| 45 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野が介護保険事業を整理縮小することに反対する。 | ・民間では困難と思われるケースも多く抱えており、公益性のあるホームヘルプセンターはますます必要とされている。 ・センターの介護保険事業の縮小は市民に影響を及ぼさないのか。納得のいく数値も示されないまま事業所が縮小されるのは納得できない。 | |
| 46 | | ・介護保険事業の継続 公社の現存するサービスの評価を踏まえ、新しいサービスを展開することが必要。 | ・民間事業所でも対応できない利用者へのサービスを市や関連団体と連携して行えるのは公社しかない。 ・市民の生活に最も近い情報ネットワークの要として武蔵野市独自のサービスを展開することができる。 | |
| 47 | | ・訪問介護事業の整理縮小に反対する。 | ・矛盾だらけの文言を述べた、現場を知らない机上の論理である。 ・質の高いヘルパーの人材確保こそ、高齢者への質の高い生活維持が保障される源である。 ・この時期(コムスン問題等)、整理縮小という暴挙に出ることは、ヘルパーや利用者を不安と混乱へ巻き込む。 | |

| No. | 該当箇所 | 意見の要旨 | 理由 | 取扱い方針 |
|-----|---------------------------|--|---|---------|
| 48 | p.9 2-(2)-③ホームヘルプセンター 武蔵野 | ・関係職員の雇用に配慮するとあるが、200～300人いる登録ヘルパーについて考えていると思えない。市民のために働いてきたヘルパーの仕事を手放すべきではない。 ・利用者の立場にも立っていない。 | ・わずかな報酬で一生懸命働いてきた、ただでさえ立場の不安定なヘルパーについて、もっと考えるべき。ヘルパーが安心してできない状況は、利用者にとってもマイナスである。 | |
| 49 | | ・整理縮小するのではなく、介護保険事業での実践を生かし、武蔵野市の将来的な福祉施策に貢献してほしい。 | ・離職率が高い世代が介護保険料の担い手となったとき、現在の制度が存続できないという不安がある。20～30年後の福祉施策に応えるためにもホームヘルプセンター武蔵野の役割は重要である。 ・将来的には介護事業での実践を生かし、福祉サービス利用に関する相談を受けたり、介護者のサポートやケアに関する情報提供を行う等の役割を担ってほしい。 | |
| 50 | | ・民間事業者が適正なサービスを提供しているとは限らない。 ・緊急時に対応可能な委員のいない小規模事業所の数を頼んでいるとすれば、問題が発生した場合、市の責任である。 | ・小規模事業所に依頼したところ、十分なサービスを得られなかったうえに、かなりの金額を請求された利用者がいた。 ・民間事業者にサービスを任せるとは、安全面の切捨てにつながる。 ・介護保険事業自体が競争原理に馴染まない。 | |
| 51 | | ・訪問介護サービスの安定供給に対する役割を果たしたとは思わない。 | ・利用者から、民間の事業者はお金のことばかりを気にして、きちんと介護をしてくれないと話聞く。 ・高い介護保険料を負担しているのだから、自分が介護をしてもらう時まで、公共の安心できる事業所を残しておいてほしい。 | |
| 52 | | | ・平成2年から障害者の介護に携わって17年になる。利用者からは、市から派遣されたヘルパーには安心して家事や介護をお願いできるといわれている。今後とも、定期的な研修の受講等で、利用者信頼されるヘルパーを目指したい。 | |
| 53 | | ・縮小ではなくむしろ拡大の方向へ。長い間のノウハウ、指導力を生かしてもらいたい。 | ・民間の事業所ではヘルパーが不足しており、その質も低下している現状を見てほしい。他人の介護をするということは命に関わる大切な仕事なのである。 | |
| 54 | | ・団塊世代の高齢化に向けて、訪問介護の質・量を上げていくためのリーダー的役割を果たそうと思っていた矢先の整理・縮小案には納得できない。 | ・介護事業の担い手不足は世間の常識である。また、年月をかけて行政と市民が培ってきた「安心」「相互扶助の精神」を大切に、育てていくことに、武蔵野市の未来がかかっている。 | |
| 55 | | ・役割を果たしたとは思わない。ますます要介護者が増えていくと予想されるが、市が関与している事業所だからこそ市民は安心する。 | ・ホームヘルプセンターは、ひとりの利用者と同じヘルパーを派遣している。多くの利用者がホームヘルプセンターのヘルパーを望んでいる。 | |
| 56 | | ・ホームヘルプセンターに介護保険事業を継続してほしい。 | ・民間事業所も人材不足であり、技術が低い。現場を知らずして、リーダー役として公益的な福祉サービスの提供も無理。 | |
| 57 | | ・ホームヘルプセンターに介護保険事業を継続してほしい。 | ・長年の積み重ねの結果、ホームヘルプセンター＝「安心」が築かれた。生身の人間を相手にしている以上、苦情等が何もないほうが不自然である。 | 前ページ参照。 |
| 58 | | ・ホームヘルプセンターの業務を現状のままでお願したい。 | ・平成2年に市の登録ヘルパーになって以来、市の言われるとおりに資格を取得し、職場も異動してきたが、待遇は悪くなる一方。 ・ホームヘルプセンターはいつでも電話一本で対応してくれ、また、利用者も市の事業のときから来てくれているヘルパーであることから信頼されている。 | |
| 59 | | ・介護保険事業の整理縮小に反対。 | ・ホームヘルプセンターは生活保護受給者、障害者のケアに多く入っており、この部分を民間に任せると、問題が発生する可能性がある。 | |
| 60 | | ・ホームヘルプセンターに介護保険事業を継続してほしい。 | ・利益目的の事業所にはありえないきめ細かな対応ができていく。 | |
| 61 | | ・ホームヘルプセンターは今後も訪問介護サービスの中心であるべき。 | ・単なる家事代行から地域社会全体でサポートする生活の継続性に重きを置くべき。 | |
| 62 | | ・通所・訪問介護事業からの急な撤退は利用者にとって不安や負担を及ぼす。 ・保険制度に介護予防があるのに、その一方でヘルパーを女中扱いで行う生活支援制度をやめてほしい。 | ・民間事業所の事務所は無休状態で連絡がとれないことも多い。また利益優先で介護保険制度を無視したサービス提供になりがちである。故にホームヘルプセンターは、介護事業の二本となるべき使命がある。 | |
| 63 | | ・訪問介護事業は本来、儲かってはいけない事業であり、そのためにもホームヘルプセンターをさらに充実させ、市内の事業所のリーダー的存在として市民に浸透させたい。 | ・介護を受ける人にとって望ましい方向に進めばよい。 | |
| 64 | | ・絶対に反対。むしろ、民間事業所に託すには無理のある人々の生活の安全を守るために、行政の責任において、ホームヘルプセンターを強化すべきである。 | ・既存の法体系や民間事業所では対応できない困難事例が多々ある。保護施設不足などのため、在宅サービスで支えてゆけない場合、訓練と責任感を備え、経済収支を考えないで対応できる、介護保険のくりに縛られないヘルパー体制が絶対に必要である。 | |
| 65 | | ・介護保険事業を継続されたい。 | ・介護保険事業への民間事業者参入による福祉制度への悪影響に対する不安は消えない。 ・ホームヘルプセンターの実績、市民の評価を大切に、行政目的達成への一助とすることが聡明である。 | |
| 66 | | ・介護保険事業を整理縮小する点には賛同できない。 ・市と一体となって介護サービスの質を向上し、そのリーダー役となる方向には賛同する。 | ・介護サービスに携わる人材が不足している現時点で介護保険事業を整理縮小するのはいいが、か。 ・高齢社会がますます進行する時に、人材を教育し、安心・安定したサービスを市民に供給することは、公的な立場の福祉会社だからこそ果たせると考える。 | |

| No. | 該当箇所 | 意見の要旨 | 理由 | 取扱い方針 | |
|-----|---|--|---|--|---|
| 67 | p.9 2-(2)-③ホームヘルプセンター武蔵野の見直し | ・ホームヘルプセンター武蔵野が介護保険事業を整理縮小することに反対する。 ・市と一体となって介護サービスの質を確保する役割を果たすことに賛成する。 | ・訪問介護サービスの安定供給云々には疑問がある。ヘルパーの人材不足、団塊の世代の高齢化、民間事業者の不祥事等を考慮すると、行政が関与する訪問介護事業所を維持しておくほうが市民としては安心である。 ・公益的役割を担う公社が蓄積してきた経験を生かし、リーダーとして活躍することが望ましい。 | 前ページ参照。 | |
| 68 | | ・ホームヘルプセンターに介護保険事業を継続してほしい。 | ・民間事業者だけでは不安である。 | | |
| 69 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野の介護保険事業の整理縮小は時期尚早。 | ・民間移行による効果は期待できる面もあるが、維持するためにはまだ公によるバックアップが必要。 | | |
| 70 | | ・ホームヘルプセンターによる介護保険事業は現状維持してほしい。 | ・民間事業所だけでは営利目的のみに偏る不安がある。 | | |
| 71 | | ・ホームヘルプセンターに介護保険事業を継続してほしい。 | ・民間事業所だけでは介護の質に不安がある。営利を目的としない事業所が1か所あると安心。 | | |
| 72 | | ・ホームヘルプセンターに介護保険事業を継続してほしい。 | ・民間事業所だけでは介護の質に不安がある。営利を目的としない事業所が1か所あると安心。 | | |
| 73 | | ・ホームヘルプセンター武蔵野による介護保険事業を、現在のように続けてほしい。 | ・利益をあげなければならぬ民間業者が、いざという時本当に介護を必要とする側に立って考えてくれるのか不安。公的機関が関わった事業所は絶対必要だと思う。 | | |
| 74 | | ・介護保険事業整理縮小は特に必要ないと思われるが、民間事業を制約している点があるとすれば、それに対する方策は必要。 | ・民間業者の運営内容が社会問題になっている状況下、公的機関が関与するヘルプ事業は、まだ役割が終わっていないのではないかと。 ・公益法人と一般法人の振り分けは、公益性の薄い団体への認可は問題となるが、公社の本業が公益性に疑義がもたれる可能性が高いとはいえず、法人格取得を危惧する理由はない。 | | |
| 75 | | ・民間事業者が参入したので、その役割を果たしたとするのは早計である。 | ・コムスンに見られるような、市場原理が市民の福祉に寄与しないことへの公益性を果たす課題をどうするかという問題がある。 | | |
| 76 | | ・ホームヘルプセンターが、市の支援の下、国の制度だけでは対応できない隙間サービスを担うことにより、在宅サービスの質の向上に寄与されたい。 | ・介護保険制度は当初とは全く様変わりをし、都の指導検査による返還金に怯え、気軽に仕事を引き受けられない状況であり、国の制度だけで市民ニーズに応えるには限界がある。 | | |
| 77 | | ・訪問介護事業の整理縮小に反対する。 | ・高齢者の安心な暮らしを守ることが最も大切だ。これ以上の事業の縮小は高齢者を悩ませ、働く者にとって悲しいことである。 | | |
| 78 | p.9 2-(2)-③ホームヘルプセンター武蔵野の p.10 見直し～2-(2)-④高齢者総合センターデイサービスセンターの活用 | ・訪問介護事業及び通所介護事業からの撤退は2～3年後に見直しすべき。 | ・歴史を見ても、官業が民営に移行するときは受け皿が力をつけてきたときに行われている。介護保険制度は未だ新しく、利用者の意識もその趣旨から遠く、また、就業者の離職も多いのが現状であり、市の案は画竜点睛を欠く。 | | 6月1日現在、市内を営業区域とする訪問介護事業者は55事業所(内、市内38、市外27)であり、サービスの供給は充足していると考えています。通所介護事業については、他の施設との連携も視野に入れ、地域リハビリテーションのあり方の検討の中で幅広く議論していきます。 |
| 79 | p.10 2-(2)-④高齢者総合センターデイサービスセンターの活用 | ・本格的な地域リハビリテーションについて、研究の上実施されることを切望する。 | | | 地域リハビリテーションについては、現在、検討中です。10月には有識者会議を設置する予定です。 |
| 80 | p.10 2-(2)-⑤ケアマネジャー研修センターの 11 強化 これらの職員の指導育成は、市が直接実施すべきものである。以下の部分 | ・より有為なケアプランの作成指導は、現実に介護現場を持っているスタッフでなければ不可能。地域包括支援センターの業務内容にそれを取り込む体制ができてから移行すべきである。 | ・包括支援センターの開設が相次いでいるが、各地域で展開しているサービス業務内容には相違がある。医療部門における支援センターとの連携や、これに関わる介護スタッフの育成についても標準化されていないため、この点の検討が必要。 | | ケアマネジャー研修センターが蓄積したノウハウをきちんと引き継ぎ、市と地域包括支援センターの両者が行っていきます。 |
| 81 | 2-(2)-⑤ケアマネジャー研修センターの 強化～2-(2)-⑥補助器具センターの活用 | ・高齢者総合センターに現状通り民間のケアマネがいつでも行ける相談機能を存続してほしい。 | ・ここの年ほど、市から民間事業所への情報提供もなく、どの事業所も市に対して不信感や危機感を持って仕事をしている。 | 在宅介護支援センターの相談機能は今後も継続します。市はこれまでどおり、保険者として混乱を生じることのないよう、きちんと対応していきます。 | |
| 82 | 2-(2)-⑥補助器具センターの活用 | ・地域リハビリテーションという枠組みで活用していくとしているが、地域リハビリテーションという実践アイテムに何が含まれるか、具体性に欠けている。対象領域と活動内容の統合をすれば、何がメリットなのか、現在どのような材料で議論されているのか、検討を要する。 | ・地域リハビリテーションという概念と内容は、まだ明確にされていない。領域を広げるということが福祉領域において、どれだけ整合性があるか議論することが大切である。 | 地域リハビリテーションについては、現在、検討中です。10月には有識者会議を設置する予定です。 | |
| 83 | 2-(2)-④高齢者総合センターデイサービスセンターの活用、2-(2)-⑦社会活動センターのあり方etc. | ・高齢者総合センターは、元来高齢者対象の講座と地域密着のデイサービスセンター及び高齢者に関する相談場所が共存しており、福祉総合施設として十二分に機能している。 ・社会活動センターの費用徴収については、専門性の高い職員がよりよく機能するのであれば有料も是。 | ・高齢者総合センターはノーマライゼーションの見本である。 ・職員の高齢者に対する姿勢が非常に参考になる。 ・市役所よりも敷居が低く、気軽に相談に行ける。 ・利潤追求の民間と違い、公が運営する介護の場は家族にとっても安心であり、ぜひ必要である。 | 市はすべての年齢層を対象とする地域リハビリテーションのあり方について検討を始めたところです。その中で、これまでの実績を生かしながら、リハビリテーションに関する社会資源の再編成の検討も行っていきます。 | |
| 84 | | ・高齢者総合センターが今後も民間福祉施設の目標的存在として市民に馴染みの深い福祉公社内に存続し続け、一層発展することを期待する。 | ・日ごろ参加している講座が開設される施設内に多機能な部門を持ち、有事の際には直ちに利用できる高齢者総合センターの存在は、民間には全く望むべくもない武蔵野市の先進的な優れた総合的福祉施策に基づいていると認識している。 | 市はすべての年齢層を対象とする地域リハビリテーションのあり方について検討を始めたところです。その中で、これまでの実績を生かしながら、リハビリテーションに関する社会資源の再編成の検討も行っていきます。 | |
| 85 | p.10 2-(2)-④高齢者総合センターデイサービスセンターの活用、2-(2)-⑦社会活動センターのあり方etc. | ・ケアマネジャー研修センターはケアマネの質を担保するため、地域包括の中で続けることが大切。 | ・各講座が総合的福祉施設内に開設され、センター職員が施設内で相互に連携を取り合っていることが、講座参加者自身の学習に止まらず、共助と世代間交流を通じて、市民への社会貢献の一端を担うことを可能にしている。 ・センター内に多機能な部門を持ち、有事の際には直ちに相談できる同センターの存在は、武蔵野市の先進的な優れた総合的福祉施策のひとつであり、このような活動を有効にさせる有能な専門職員を採用していることに感謝している。 | ケアマネジャー研修センターが蓄積したノウハウをきちんと引き継ぎ、市と地域包括支援センターの両者が行っていきます。施設内外を問わず、さまざまな機関と連携を取り合い、市民サービスの向上に努めていけるよう、支援をしていきます。 | |
| 86 | p.11 2-(2)-⑦社会活動センターのあり方 | ・利用者の適正負担の問題を検討することは妥当。これまでの実績を踏まえ、さらに高齢者の健康維持・増進に貢献するプログラムの開発提供、スタッフ養成事業について検討する。 | ・現在の活動は、高齢者の生きがいづくり、文化教養の充足という面でも、有効な健康づくりプログラムといえる。さらに開発を行い、他地区のモデルとしての貢献を期待したい。 | これまでの実績を生かしながら、適正な利用者負担の検討を行うとともに、「場」の提供だけでなく、他機関とも連携し様々な社会活動の情報を発信するとともに、ネットワークづくりや自主活動の支援のための事業展開を進めていきます。 | |
| 87 | | ・社会活動センターの有料化に反対する。地域の中で、外出支援等の効用があることをもって重視すべき。 | ・地域福祉活動に取り組む幅広い人材の育成のためにも、地域福祉に携わる養育を身に付けることができる質の高い講座を用意することが必要である。 | 適正な利用者負担の検討は必要と考えていますが、実際の改正の時点で、改めて市民、関係者の意見をお聞きして決定していきます。 | |
| 88 | | ・多くの利用者に無料で開放してきた意義は大きい。 | ・適正な利用者負担は誰が決めるのか。トップが現場を全く見えていない。 | 適正な利用者負担の検討は必要と考えています。 | |
| 89 | | ・利用者負担の結論を出す前に、真の地域リハビリテーションの実現のため、現行の高齢者の健康増進、教養向上、レクリエーション活動を、広義のリハビリとつながりにつなげる事で活用できるようにしてほしい。この場合は、なるべく無償か廉価にする。 | | これまでの実績を生かしながら、適正な利用者負担の検討を行うとともに、「場」の提供だけでなく、他機関とも連携し様々な社会活動の情報を発信するとともに、ネットワークづくりや自主活動の支援のための事業展開を進めていきます。 | |
| 90 | p.11 2-(3)社会福祉法人武蔵野 | ・障害者(児)部門を充実させてほしい。 | | サービスの質の向上が図られるよう、支援していきます。 | |

| No. | 該当箇所 | 意見の要旨 | 理由 | 取扱い方針 |
|-----|--|--|--|--|
| 91 | p.11 2-(3)-①法人組織の再編 2-(3)-③事業～運営の効率化 2-(3)-④市民への障害者(児)対象の事業内容の広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)部門が障害者総合センターの名称にふさわしい組織、内容になることを望む。経営の効率化については理解と配慮が必要。 ・むらさき育成会が担っている放課後活動事業を障害者総合センターが引受け、学齢期障害児支援を充実させる。 ・センターの建物を、使いやすく合理的にリフォームするよう検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ・重度の人を引き受けている以上、効率だけでは見られないこともある。 ・将来的に重度の人を増やさないためには幼児期からの関わりが大切。子供に障害があると気づいた時頼れるセンターであるよう望む。 ・障害者を対象にした事業は絶対に儲かるものではない。 | 高齢者部門と障害者(児)部門との統括機能の分担や法人全体の企画力を高める仕組みとするなど、さらなる改革による機能拡充を求めています。また、事業の実態について、障害者(児)のみならず市民に理解を得る努力をしていくよう促していきます。 建物管理については法人の専決事項と考えます。 |
| 92 | 有識者会議立ち上げからの経緯について | <ul style="list-style-type: none"> ・一部の有識者の意見だけで今まで有効に進んできた事業をカットすることに納得できない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民、利用者及び訪問介護業務に携わる人の声に耳を傾け、現状をわかりやすく開示した後に結論を出すべき。 | 有識者会議の報告書を受け、各団体と協議した結果について、今回、市民その他の関係者からの意見を募集したところ。また、市議会にも報告し、意見等を伺いました。 |
| 93 | 全般 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを6か所にする中で、高齢者も障害者も気軽に相談でき、三団体の役割を整理したうえで同センターがワンストップ型の窓口として、また、地域福祉の中心として機能することを期待する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・三団体の役割が複雑に重なり、市民にとってわかりにくい。 ・福祉の現場では費用削減が第一に叫ばれ、国の制度改正や税制の変更により、国民の負担が増えたにもかかわらず、受けられるサービスが減少したとの声がある。 | 地域包括支援センターを6か所にするという構想はありません。 福祉三団体は行政検討委員会報告書及び福祉三団体再編検討有識者会議報告書の中で「機能面で重複する部分がある」との指摘があり、今回の見直しに至ったものです。 |
| 94 | 全般 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉三団体が真っ先に行政点検委員会による見直しの対象となったが、その基準及び手順について公開されたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・見直しは必要だが、その際、合理的かつ整合性のある基準・理由が必要であり、その経過や資料が市民に明らかにされなければならない。 | 財政援助出資団体のうち福祉保健部が所管する団体は5団体と最も多く、また、機能面で重複する部分があること、及び公益法人制度改革の影響を最も受けやすいとの理由から、最初に名前が上げられました。 |
| 95 | 基本的な問題として | <ul style="list-style-type: none"> ・第四期長期計画は、財政援助出資11団体の経営改善の推進を定めており、福祉三団体だけでなく全部を同じ基準で見直す必要がある。 ・福祉三団体は、福祉施策の根幹を支えてきた団体で、利用者や地域市民との討議をすることなく、市が改革基本方針を決めることは、市政への市民参加の流れに逆行する。 ・改革基本方針案は、財政・効率を主とする構想で、地域福祉推進という本来あるべき福祉の基本が抜け落ちている。地域福祉強化の視点で、全面的に市民を含めて検討し直してほしい。 | | 各団体の財政運営や組織・人事制度、定数などについて適切に関与し、事業の効率化や運営の適正化についての団体の自主的な取組を促進します。 基本方針(案)は社会福祉構造基礎改革、指定管理者制度、公益法人制度改革等の社会情勢の変化の中で、各団体の目指すべき方向性及び団体のあり方を見直す必要がある、ということの基本に据えて議論をしたところ、結果的に財政運営や経営の効率化といったものが必要であるとの結論が出たものです。 |
| 96 | 市報8/1号のパブリックコメント募集記事 | <ul style="list-style-type: none"> ・どれだけの市民の目に留まったのか。 ・市報の特別版等で周知すべきではないか。 ・寄せられた意見の具体的な数字を公表すべし。 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者が改革について知らなかった。 | 今回の意見募集は、8月1日付市報及び市のホームページで市民に周知し、市政センター、図書館、コミュニティセンターで配布をしました。意見を提出された方は63名でした。 |
| 97 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・確かな理念を持ち、広く温かい心で、前向きにリードしてくれる人がトップにいてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事なかれ主義のトップの下では労働意欲が失せる。 | 福祉三団体は、市政の補完的・代替的役割を果たしてきました。今後も、福祉の各種制度の改革に適応し、その役割を果たしてもらうために、基本方針を定めたところです。 |